

令和5年第1回田原市教育委員会臨時会

- 1 開会 令和5年3月31日 午前10時00分
- 2 閉会 令和5年3月31日 午前10時15分
- 3 会議に出席した委員
金田真也委員教育長職務代理者、太田孝雄委員
高崎佐智江委員、田中早苗委員
- 4 会議に欠席した委員
鈴木欽也教育長
- 5 会議に出席した職員
教育部長 増山禎之
教育総務課長 大羽浩和
学校教育課長 近藤智彦
生涯学習課長 藤井 透
スポーツ課長 鈴木雅也
文化財課長 天野敏規
図書館長 是住久美子
教育総務課長補佐兼係長 木村真一
- 6 議事日程
別紙のとおり

<p>職務代理者</p>	<p>開 会 午前10時</p> <p>本日は、ご多用のところご出席いただきありがとうございます。</p> <p>教育長から欠席の連絡がございましたので、今回は職務代理の私が委員会を進めさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの出席者は、4名であります。定足数に達していますので、令和5年田原市教育委員会第1回臨時会は成立いたしました。</p> <p>これより開会いたします。</p> <p>それでは、会議規則第13条第2項の規定により、会議録署名者の指名をさせていただきます。今回の署名者として、高崎委員と田中委員のご兩名を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>職務代理者</p>	<p>では、早速議題に入ります。</p> <p>初めに議案第6号「田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>それでは失礼します。</p> <p>それでは、議案第6号田原市教育委員会教育長職務代理者の指名についてをご覧いただきたいと思います。次ページになりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、田原市教育委員会教育長職務代理者を現在、金田真也委員をお願いしているところでございます。後任といたしまして、太田孝雄委員をお願いしたいというものでございます。</p> <p>お認めいただけましたら、任期は令和5年4月1日から1年間ということであります。</p> <p>以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>職務代理者</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ご質問等ございますか。</p> <p>ないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「田原市教育委員会教育長職務代理者の指名について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
<p>教育委員 職務代理者</p>	<p>(異議なし)</p> <p>では、ご異議ないようですので、議案第6号につきましては原案どおり可決いたしました。</p> <p>それでは、教育長職務代理者をお願いすることになりました太田委員からひと言ご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

太田委員
職務代理人

一所懸命頑張りますので、よろしくお願ひします。
ありがとうございました。

次に、議案第7号「田原市地区市民館長の任命について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課です。よろしくお願ひします。

それでは、1枚はねていただきまして、議案第7号、田原市地区市民館長の任命について、田原市地区市民館館長を別紙のとおり任命するものとする。令和4年3月31日提出、田原市教育委員会教育長名です。

今回は、地区市民館長の辞任が8名ありまして、その後任として裏面の別紙をご覧ください。地区市民館候補者名簿の、六連、田原東部、田原中部、衣笠、赤羽根、若戸、和地、中山の館長の辞任に伴い、新たに8名の方、20校区のうち8校区変わられますので、その候補者の任命をお願いするものでございます。

以上です。

職務代理人

事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

ご質問等ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号「田原市地区市民館長の任命について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

教育委員

(異議なし)

職務代理人

では、ご異議ないようですので、議案第7号につきましては、原案どおり可決いたしました。

教育総務課長

教育長職務代理人。

職務代理人

はい、どうぞ。

教育総務課長

大変恐縮ですけれど、田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について追加上程したいと思ひます。

職務代理人

ただいま教育総務課長から田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について議案を上程したいとの提案がありましたが、これを了承することにご異議ございませんか。

教育委員

(異議なし)

職務代理人

ご異議がないようですので、田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてを議案第8号といたしますので事務局は、議案の配付をお願いいたします。

では、議案第8号「田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長

配付しました議案第8号をご覧いただきたいと思います。

田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則を別添のとおり定めるものとする。令和5年3月31日、教育長名でございます。

1枚はねていただきたいと思います。これより内容の記載がございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の定年延長制度の導入に伴う所要の改正を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第13条第2号の改正は、管理職の職員が60歳を迎えた次の年、いわゆる役職定年後でございますが、その後就く職位として、専門官という職を設け、追加するものでございます。

続いて、第13条第5項の改正は、第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の役割を改めて規定するものでございます。第3項部長、第4項課長から主査、このようになっております。

附則といたしまして、この規則の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

職務代理人

事務局の説明が終わりました。

ご質問等は、ございませんか。

質問等ないようですので、お諮りいたします。

議案第8号「田原市教育委員会事務局組織及び職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

教育委員

(異議なし)

職務代理人

では、ご異議ないようですので、議案第8号につきましては、原案どおり可決いたしました。

職務代理人

続いて報告事項に入りたいと思います。

人事異動について、事務局からお願いいたします。

教育部長

教育部長のから説明させていただきます。

資料は、一覧表になった名簿がございますので、それを参照しながらお願いできればと思います。

今回の人事異動で、私教育部長の増山が定年退職ということで、新しい部長が先ほど会議前にご挨拶させていただきました、増田直道部長になりますのでよろしく申し上げます。

今回、管理職のみ説明させていただきたいと思います。教育総務課は、管理職の異動はございません。新人が2名、教育総務係と給食係に入ります。

そして、学校教育課に泉小学校の峠先生が課長として来られます。

職務代理者

そして、学校教育係の清田先生が学校教育係の補佐兼係長になります。そして、学校運営係は、中村補佐が異動になりまして、教育総務課に昨年度までいました彦坂がこちらに来ます。

以上で異動の説明は終わりたいと思います。

今回、新規採用職員も入りますので、教育委員会としてはしっかり人材を育てながら、教育行政がうまく回っていくような形を整えたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

ただいま事務局の説明がありました。

人事異動について質問等ございましたらお願いいたします。

ご質問等もないようですので、以上で報告事項を終わります。

次にその他ですが、事務局から何かございますか。

教育総務課長

今日の予定、この後の11時から、教員の退職辞令交付式に参加をお願いしたいと思います。

そして、3日月曜日、こちらにつきましては、朝の10時15分にまたこちらの場所で簡単な打ち合わせをした後、辞令伝達式にご参加いただきたいというようになっております。

その他の日程は、前回お配りしてあると思いますので、よろしくお願いします。

また、4月の教育委員会は12日ということで、ご案内したとおりでございます。場所は、ここではなくて南庁舎の4階でございます。

予定については以上でございます。

職務代理者

事務局の説明にご質問等はよろしいでしょうか。

特にないようですので、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

ないようですので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

これをもちまして田原市教育委員会第1回臨時会を閉会とさせていただきます。

閉 会 午前10時15分

教育長

委員

委員

|